

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 2
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 3
- 公示送達 (保険医療課) 3
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 4
- 公示送達 (税務課) 5
- 公示送達 (税務課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (こども未来課) 7
- 亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正 (こども未来課) 11
- 公示送達 (税務課) 13
- 大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 14
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 18
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 18
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 18
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 18

—— 公 告 ——

- 亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 19
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 19

- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 19
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 20
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 20
- 亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課) 21

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 政治活動用事務所に係る証票の有効期限 36
- 亀岡市篠町土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数 37
- 亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名 38
- 亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所 38
- 亀岡市篠町土地改良区総代選挙の投票用紙の様式 39

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 第67回亀岡市農業委員会総会の開催 40

告 示

亀岡市告示第211号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第1期分	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度 第2期分	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
3	督促状	平成29年度 第3期分	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
4	督促状	平成29年度 第2期分	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
5	決定通知	平成29年度	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
6	更正通知	平成29年度	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
7	更正通知	平成29年度	後期高齢者 医療保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第212号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年11月6日から平成29年11月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年11月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01266
- 2 路線名 亀岡駅北線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市追分町谷筋7番の4先から 亀岡市追分町下島19番の3先まで	前	12.00m	52.00m	変更後路線幅員 最小 11.00m 最大 78.00m
	後	18.00m	78.00m	
亀岡市追分町谷筋7番の4先から 亀岡市追分町下島19番の3先まで				変更後路線延長 788.80m

「揭示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年11月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類		送達を受けるべき者	
			住 所	氏 名
1	差押調書（謄本）	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第214号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 削除理由 実態調査に基づく職権削除

「揭示済」

亀岡市告示第215号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成29年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書
固定資産現所有者の認定について（通知）
固定資産税（補充）台帳登録価格等通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

名称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第216号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成29年度固定資産税・都市計画税賦課額変更（決定）通知書
固定資産現所有者の認定について（通知）
固定資産税（補充）台帳登録価格等通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

名称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第217号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成29年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略

18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第218号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条を次のように改める。

（支給額等）

第4条 訓練給付金の支給額は、受給資格者の区分に応じ、次のとおりとする。

(1) 受講開始日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない受給資格者

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金を支給しないものとする。）

(2) 受講資格日現在において前号以外の受給資格者

前号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

第5条に次の1項を加える。

3 市長が申請者の地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報について確認又は照会を行う必要があると認めるときは、申請者は、同意書（別記第2号様式）を提出するものとする。

第6条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第7条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書

第7条第3項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

別記第1号様式中

「

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	-----		(歳)

」

を

「

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	-----		(歳)
個人番号			

」

に、

「

公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が	ある ・ ない
-----------------------	--------------------------------	---------

」

を

「

公共職業安定所の一般教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格が	ある ・ ない
--------------------------	-----------------------------------	---------

」

に改め、「円）です。」の次に次のただし書を加える。

ただし、雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

別記第4号様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

亀岡市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者氏名 ㊟

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので申請します。

氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)	
	個人番号				
住所	(〒 -)			電話 (-)	
教育訓練施設の名称					
教育訓練講座の名称					
教育訓練の期間	年 月 日～		年 月 日 (受講開始日)		
所要費用	入学科	円	受講料	円	合計額 円
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額	円				
振込口座	金融機関	銀行・金庫 農協	本店	金融機関 コード	支店 コード
	口座 種別		口座 名義	口座 番号	

(注意)

- 1 支給申請時期は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 2 この申請書には、児童扶養手当証書の写し又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）、亀岡市自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書、修了証明書及び領収書を添付して提出してください。

別記第2号様式中「円」です。」の次に次のただし書を加える。

ただし、雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

同 意 書

下記の者は、亀岡市が、亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第5条に基づく事務手続を処理するために限って、必要となる地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載上の注意

- ・同意する者が自ら署名をしてください。
- ・代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとってください。
- ・申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略することができます。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日以後に対象講座の受講を修了した対象者について適用し、平成29年3月31日以前に対象講座の受講を修了した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第219号

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号中「2年以上」を「1年以上」に改める。

第4条第1項第1号中「2年」を「3年」に改める。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長が申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報について確認又は照会を行う必要があると認めるときは、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者は、同意書（別記第2号様式）を提出するものとする。

第8条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第10条第1項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に、同条第2項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

同 意 書

下記の者は、亀岡市が、亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第7条に基づく事務手続を処理するために限って、必要となる地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	生年月日	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同居

記載上の注意

- ・同意する者が自ら署名をしてください。
- ・代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとってください。
- ・申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略することができます。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に養成機関において修業を開始した対象者について適用し、この要綱の実施の日前に養成機関において修業を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第220号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度 3期分 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第221号

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成26年亀岡市告示第235号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号に次のように加える。

ウ ア及びイに準じる自然災害として市長が別に定めるもの

第2条中第20号を第21号とし、同条第19号中「前2号」を「第17号及び第18号」に、「をいう」を「並びに前号に掲げる経費をいう」に改め、同号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 住宅再建融資返済経費 新築・購入費又は補修費の支出について、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資を利用した場合のその返済（当該融資の貸付の実行日から5年以内（元金の据置期間を含む。）で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。）に要する経費（当該融資に係る利息に相当する額に限る。）をいう。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (3) 住宅再建融資返済経費 支援対象者ごとの住宅再建融資返済経費の額（第2条第1号ウに該当する大規模自然災害により被害を受けた被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主に限る。）

別表第2項中

「

支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）

」

を

「

支援対象者ごとの住宅再建経費の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める額）

- (1) 被害の程度の欄に掲げる被害の程度に応じ、支援対象者に支援対象者ごとにそれぞれ基準限度額の欄に掲げる額を超える場合 当該掲げる額
- (2) 50万円未満の場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円以上の場合 50万円
 - イ 支援対象者ごとの住宅再建経費の額が50万円未満の場合 住宅再建経費の額

」

に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第4条関係)

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付を受けたいので、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、申請に関して、世帯構成など必要な情報・資料を調査・確認することにご同意します。

記

ふりがな		
1 申請者氏名	⑩		
2 申請者住所	〒	亀岡市	電話番号
3 大規模自然災害の名称	-----		
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水(該当するものを○で囲んでください。)		
5 被災住宅の再建等の内容	新築・購入・補修・賃借(該当するものを○で囲んでください。)		
6 被災住宅の所在地	亀岡市		
7 再建等する住宅の所在地	[被災住宅と同一地の場合は記入不要です。] 亀岡市		
8 工事着手(予定)年月日	年 月 日	9 工事完了(予定)年月日	年 月 日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に係る経費の額	円	11 支援金の額	円
	うち住宅再建関連経費の額		
12 補助金交付申請額	円	円(既に交付を受けている補助金額)	
	うち住宅再建関連経費の額		
円(既に交付を受けている補助金額)			

【住宅再建融資返済経費関係】

13 融資内容	借入総額	円	最終資金交付日	年 月 日
	うち対象借入額	円	元金据置期間	ヵ月
14 補助金交付申請額	償還期間	ヵ月	融資利率	%
	円(既に交付を受けている補助金額)			

第2号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 号

様

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請された大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

- 1 交付決定額
 - 内訳
 - 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額 円
 - 住宅再建融資返済経費 円

2 その他

- (1) 申請の内容に変更があるときは、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書(別記第3号様式)を提出してください。
- (2) 被災住宅の再建が完了したときは、速やかに大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書(別記第4号様式)を提出してください。

第3号様式(第7条関係)

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付変更申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

大規模自然災害を受けた大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金を下記のとおりに変更したいので、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

ふりがな
1 申請者氏名	〒 亀岡市 電話番号
2 申請者住所
3 大規模自然災害の名称
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)
5 被災住宅の再建等の内容	新築・購入・補修・賃借 (該当するものを○で囲んでください。)
6 被災住宅の所在地
7 再建等する住宅の所在地	(被災住宅と同一地の場合は記入不要です。) 亀岡市
8 工事着手(予定)年月日	年 月 日 9 工事完了(予定)年月日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に係る経費の額	円	11 支援金の額	円
うち住宅再建関連経費の額	円	うち住宅再建関連経費の額	円
12 補助金交付申請額	円	元金据置期間	ヵ月
うち住宅再建関連経費の額	円	融資期間	ヵ月
融資利率	%	補助金精算額	円

【住宅再建融資返済経費関係】

借入総額	円	最終資金交付日	年 月 日
うち対象借入額	円	元金据置期間	ヵ月
償還期間	ヵ月	融資利率	%
補助金交付申請額	円	補助金精算額	円

※ 4欄から14欄については該当する項目のみ、変更後の内容を記入してください。

第4号様式(第8条関係)

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

大規模自然災害を受けた大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

ふりがな
1 申請者氏名	〒 亀岡市 電話番号
2 申請者住所
3 大規模自然災害の名称
4 被害の程度の区分	全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水 (該当するものを○で囲んでください。)
5 被災住宅の再建等の内容	新築・購入・補修・賃借 (該当するものを○で囲んでください。)
6 被災住宅の所在地
7 再建等した住宅の所在地	(被災住宅と同一地の場合は記入不要です。) 亀岡市
8 工事着手年月日	年 月 日 9 工事完了年月日

【住宅再建経費・住宅再建関連経費関係】

10 被災住宅の再建等に係る経費の額	円	11 支援金の額	円
うち住宅再建関連経費の額	円	うち住宅再建関連経費の額	円
12 補助金精算額	円	元金据置期間	ヵ月
融資利率	%	融資期間	ヵ月
13 融資内容	借入総額	最終資金交付日	年 月 日
うち対象借入額	円	元金据置期間	ヵ月
償還期間	ヵ月	融資利率	%
補助金精算額	円	補助金精算額	円

【共通】

15 償還口座兼補助金振込口座	銀行・金庫・組合		本店・支店・出張所	
	金融機関番号	支店番号	1.普通	2.当座
フリガナ	口座番号
口座名義			

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定した大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

なお、補助金については、指定の金融機関に振り込みます。

記

1 交付決定額	円
内訳 住宅再建経費・住宅再建関連経費の合計額	円
住宅再建融資返済経費	円
2 補助金確定額（交付額）	円

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、この告示による改正後の大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年9月16日以後に発生した災害について適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第222号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第223号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成29年12月4日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成29年11月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第225号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年11月27日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0136-61216

- 1 当該者生年月日
昭和20年3月21日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年4月1日
- 4 無効になる日
平成29年11月27日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第74号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年11月8日

亀岡市長 桂川孝裕

役 職	氏 名	住 所
理事長	関本 孝一	省略
副理事長	森川 佳明	省略
副理事長	田中 勝示	省略
理 事	関口 征治	省略
理 事	廣瀬 文章	省略
理 事	森川 寿文	省略
理 事	田中 幸雄	省略
理 事	八木 繁	省略

「揭示済」

亀岡市公告第75号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 縦覧期間
平成29年11月13日以後、常時備え置くこととする。
- 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町広田1丁目49、50、市有地
(関連区域)
亀岡市篠町広田1丁目6の18の一部、6の19の一部、市有地
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市荒塚町1丁目1の3
株式会社山和不動産

「揭示済」

亀岡市公告第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目8の4、8の7、8の8
 （関連区域）
 亀岡市篠町夕日ヶ丘1丁目30の3の一部、30の4の一部、30の6の一部、3丁目38の一部、篠牧田80
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 京都市右京区山ノ内荒木町7の58
 株式会社エルハウジング

「揭示済」

亀岡市公告第78号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成30年1月4日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成30年1月5日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成30年1月19日までにこれを申し出ることができる。

平成29年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
 自 平成29年12月1日
 至 平成30年1月4日
- 2 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第79号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成28年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成29年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成28年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	36人			36人
保育士	6人			6人
保健師	1人			1人
指導主事			1人	1人
病院医師		5人		5人
病院看護師	4人			4人
病院医療技術	1人			1人
看護助手	3人			3人
計	51人	5人	1人	57人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

② 職員の退職の状況（平成28年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	19人	2人	6人		27人
保育士		2人	1人		3人
指導主事			3人		3人
病院医師			3人		3人
病院看護師			5人		5人
病院医療技術			1人		1人
計	19人	4人	19人		42人

（注） 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成28年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	24人	16人	6人	6人	5人	3.2
事務Ⅱ（上級） 民間経験5年以上 （チャレンジ方式）	31人	29人	10人	8人	6人	4.8
土木Ⅱ（上級） 民間経験3年以上 （チャレンジ方式）	2人	2人	1人	0人	—	—
事務Ⅰ（上級） （一般方式）	116人	82人	46人	30人	14人	5.9
事務Ⅲ（初級）	11人	10人	5人	2人	2人	5.0
土木Ⅰ（上級）	5人	3人	2人	1人	—	—
	3人	3人			2人	1.5
土木Ⅲ（初級）	2人	2人	2人	2人	1人	2.0
保育士	18人	18人	15人	6人	6人	3.0
病院看護師	8人	8人			7人	1.1
病院医療技術	5人	5人			4人	1.3
病院医療事務	1人	1人			1人	1.0

（注） 1 平成28年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。

2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		平成28年	平成29年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	128人	131人	3人	ふるさと納税業務充実に伴う増
		税務	34人	33人	△1人	退職不補充
		民生	147人	154人	7人	こども未来課新設に伴う増
		衛生	44人	36人	△8人	事務移管に伴う減
		農林水産	29人	29人		
		商工	13人	13人		
		土木	65人	69人	4人	市営住宅管理業務充実に伴う増
		計	467人	472人	5人	
	教育部門	67人	69人	2人	社会体育業務充実に伴う増	
	小計	534人	541人	7人		
公営企業等部門	病院	118人	122人	4人	看護助手業務充実に伴う増	
	水道	29人	27人	△2人	給水申請業務等委託に伴う減	
	下水道	23人	21人	△2人	水洗化促進業務等委託に伴う減	
	その他	26人	26人			
	小計	196人	196人			
合計		730人 [839人]	737人 [839人]	7人		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 []内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成28年	平成29年	
一般行政職	425人	429人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	34人	33人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	1人	1人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	20人	20人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	65人	68人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	170人	170人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	3人	2人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	12人	14人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	730人	737人	

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	469人	464人	465人	467人	472人
		増減	12人	△5人	1人	2人	5人
	教育部門	職員数	70人	72人	68人	67人	69人
		増減	△5人	2人	△4人	△1人	2人
	小計	職員数	539人	536人	533人	534人	541人
		増減	7人	△3人	△3人	1人	7人
公営企業等部門	病院	職員数	117人	120人	119人	118人	122人
		増減	6人	3人	△1人	△1人	4人
	水道	職員数	24人	25人	27人	29人	27人
		増減	△3人	1人	2人	2人	△2人
	下水道	職員数	30人	29人	26人	23人	21人
		増減	3人	△1人	△3人	△3人	△2人
	その他	職員数	27人	27人	27人	26人	26人
		増減	1人	0人	0人	△1人	0人
	小計	職員数	198人	201人	199人	196人	196人
		増減	7人	3人	△2人	△3人	0人
	合計	総合計	737人	737人	732人	730人	737人
		増減	14人	0人	△5人	△2人	7人

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	平成28年4月～平成28年12月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の 人件費率
90,107人	32,223,079千円	436,020千円	5,516,274千円	17.1%	17.0%

(注) 住民基本台帳人口は、平成29年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況（平成28年度普通会計決算）

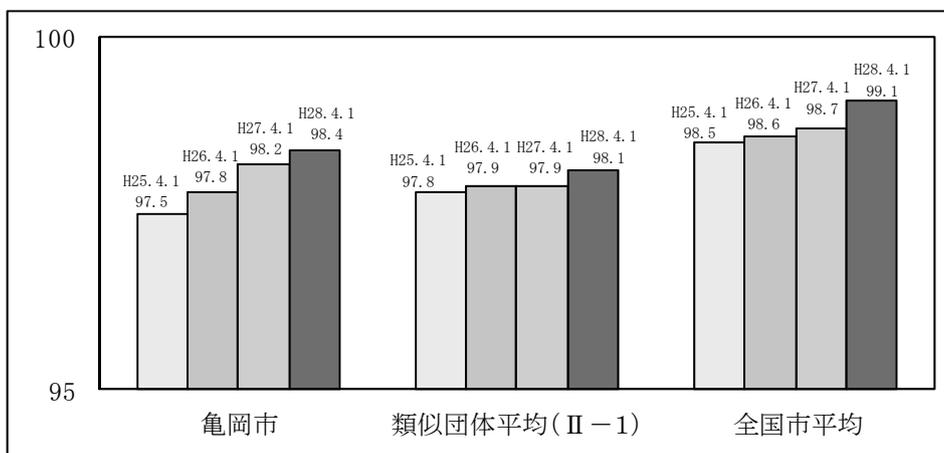
職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
534人	1,946,350千円	570,724千円	793,507千円	3,310,581千円	6,200千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成28年4月1日現在）の人数である。
 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	7級 7%減 5級・6級 5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成28年度)

④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(2) 特別職等の報酬等の状況 (各年4月1日現在)

区分		給料月額等		
		平成28年		平成29年
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.15月分 役職加算額：(給料月額+地域手当)×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.15月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	2,167万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×325/100	1,023万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	744万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	777万円	任期毎
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給 (給料月額の6%)			
	副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

① 簡易水道事業 (平成28年度決算)

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
678,608千円	8,901千円	7,190千円	1.1%	1.8%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
2人	4,233千円	713千円	1,078千円	6,024千円	3,012千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

② 地域下水道事業（平成28年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
743,461千円	8,979千円	25,018千円	3.4%	5.3%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
5人	13,363千円	2,433千円	5,262千円	21,058千円	4,212千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

③ 上水道事業（平成28年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,399,338千円	127,649千円	139,322千円	10.0%	15.0%

- (注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費65,910千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
30人	105,212千円	24,816千円	42,357千円	172,385千円	5,746千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

④ 下水道事業（平成28年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,071,322千円	94,006千円	98,631千円	4.8%	6.7%

- (注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費45,830千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
20人	73,388千円	15,727千円	30,673千円	119,788千円	5,989千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

⑤ 病院事業（平成28年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,388,078千円	△286,729千円	1,126,797千円	47.1%	44.1%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
118人	488,454千円	210,678千円	181,843千円	880,975千円	7,466千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

- (注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：7.8日 消化率：20.5%

- (注) 取得実績は、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に取得した平均値である。

② 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要な とき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養 が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要な とき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

- (注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

③ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日の5日前から1月後までの間の8日以内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間

育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間								
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間								
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間								
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）								
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）								
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間								
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>妊娠23週まで</td> <td>4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週～満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週～出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </table>	妊娠23週まで	4週間に1回	妊娠24週～満35週まで	2週間に1回	妊娠36週～出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間に1回
妊娠23週まで	4週間に1回									
妊娠24週～満35週まで	2週間に1回									
妊娠36週～出産まで	1週間に1回									
出産後1年まで	その間に1回									
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間								

服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族	日数
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
		1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は()内の日数とする	
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間	

④ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（平成28年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	7人	3人	0人	10人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	2人	0人	0人	2人

（注）平成28年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	14件	0件	14件	5人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

（注）1 平成28年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分手由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（平成28年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		397件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	60件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	20件

（注）平成28年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成28年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	23件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方 公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
42人	5人	5人	6人	0人	16人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成28年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り研修 セルフ・イノベーション研修 メンタルヘルス研修 キャプテンシップ研修 インバスケッ研修 チーム力向上研修 職員倫理研修 育成面談研修 男女共同参画研修 法制執務研修 危機対応研修 人権講演会 ほか	61.5日	2,002人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	286日	135人
	職場研修	162日	2,518人
合計		509.5日	4,655人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（平成28年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	411人
	人間ドック	313人
	頸肩腕腰痛特殊健康診断	71人
	ストレスチェック	707人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成28年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
	公費負担 決算額	公費負担額	互助会会員数	公費補助率	
A	B	C		B/C	A+B
4,503千円	11,761千円	726人	本給の 0.6%以内	16,200円	16,264千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成28年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成28年度）

事案なし

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

中 川 國 彦
松 井 やす子
人 見 直 美
津 田 孝
矢 田 勲
八 木 辰 夫
吉 岡 眞知子
前 田 厚 子
廣 瀬 義 直
三 宅 基 子

亀岡市民政委員推せん会委員に委嘱します
任期は平成32年10月31日までとします
平成29年11月1日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

政治活動用事務所に係る証票の有効期限を次のように定める。

平成29年11月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

有効期限 平成33年10月31日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

亀岡市篠町土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成29年11月30日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

- 1 選挙の期日 平成29年12月7日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 30人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市篠町 王子 地区	3人
第2選挙区	〃 篠 〃	8人
第3選挙区	〃 山本 〃	4人
第4選挙区	〃 馬堀 〃	1人
第5選挙区	〃 広田 〃	1人
第6選挙区	〃 森 〃	3人
第7選挙区	〃 野条 〃	4人
第8選挙区	〃 柏原 〃	4人
第9選挙区	〃 浄法寺 〃	2人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第37号

平成29年12月7日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成29年11月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	奥村敏之
第2選挙区	省略	谷口信政
第3選挙区	省略	村田次郎
第4選挙区	省略	木村一雄
第5選挙区	省略	近藤好伸
第6選挙区	省略	山口逸男
第7選挙区	省略	中井洋一
第8選挙区	省略	中川喜之
第9選挙区	省略	沼田政治

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	栗山茂
第2選挙区	省略	山口喜造
第3選挙区	省略	長澤省三
第4選挙区	省略	山田孝夫
第5選挙区	省略	沼田敏宏
第6選挙区	省略	石野正温
第7選挙区	省略	山口博
第8選挙区	省略	小林健夫
第9選挙区	省略	上羽一男

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	栗山茂
	省略	奥村武美
第2選挙区	省略	山口喜造
	省略	井上正春
第3選挙区	省略	長澤省三
	省略	村田充弘
第4選挙区	省略	山田孝夫
	省略	山田清司
第5選挙区	省略	沼田敏宏
	省略	沼田正一
第6選挙区	省略	石野正温
	省略	福永行宏
第7選挙区	省略	山口博
	省略	中井喜嗣
第8選挙区	省略	小林健夫
	省略	関正博
第9選挙区	省略	上羽一男
	省略	上羽道弘

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

平成29年12月7日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成29年11月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市篠町篠中北裏68番地
篠町自治会事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

平成29年12月7日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成29年11月30日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

亀岡市篠町土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市篠町土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	篠 町 土 地	亀 岡 市
-----------------------	------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	
-------	--

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第7号

第67回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成29年11月30日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
平成29年12月5日（火）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階 302・303会議室
- 3 議 題
 - (1) 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - (3) 平成29年12月農用地利用集積計画

「揭示済」